○須高行政事務組合監査委員に関する条例

（平成４年３月４日条例第１号）

改正　令和３年10月28日　条例第２号

須高行政事務組合監査委員に関する条例（昭和41年条例第３号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第２項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査委員に関する規定）

第２条　監査委員の事務執行に関しては、次条以下に規定するものを除き、須坂市監査委員に関する条例（昭和51年条例第18号）の例による。

（現金出納検査）

第３条　監査委員は、法第235条の２第１項の規定による検査を、四半期ごとに当該四半期終了後の翌月20日から月末までの間に行わなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、その期日を変更することができる。

（公表）

第４条　監査委員の行う公表は、須高行政事務組合公告式条例（昭和39年条例第１号）に定める公示の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年10月28日条例第２号）

この条例は、令和３年11月１日から施行する。